- 原判決中、原審甲事件の予備的請求に係る訴えを却下した 部分を取り消す。
- ・カラマックです。 上記取消し部分につき、本件を千葉地方裁判所に差し戻す。 控訴人らのその余の控訴をいずれも棄却する。 前項に関する控訴費用は控訴人らの負担とする。
- 3
- 事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 京判決を取り消す。 原審甲事件(以下,単に「甲事件」という。)
 - 主位的請求

主位的語水 被控訴人が控訴人Aに対し、平成14年8月21日付けでした 公文書部分公開決定中、原判決別紙非公開部分の記載内容一覧表記載の部分を非公開とする部分が無効であることを確認する。 被控訴人的控訴人B、同C及び同Dに対し、平成 14年8月21日付けでした各行政文書部分開示決定中、原判決別紙非公

開部分の記載内容一覧表記載の部分を非開示とする部分が無効であること を確認する

予備的請求

被控訴人が控訴人Aに対し、平成14年8月21日付けでした 公文書部分公開決定中、原判決別紙非公開部分の記載内容一覧表記載の部分(ただし、文書番号13,25及び26を除く。)を非公開とする部分を取り消す。

を取り消す。 被控訴人が控訴人B,同C及び同Dに対し、平成 14年8月21日付けでした各行政文書部分開示決定中、原判決別紙非公 開設を表現している。 開発の記載内容・開発を記載の部分(ただし、文書番号13,25及び2

(1)

開部力の記載内容 夏衣記載の部分 (たたじ、文書番号 13, 23及び26を除く。)を非開示とする部分を取り消す。 原審乙事件(以下、単に「乙事件」という。) 沙 控訴人Aが原判決別紙非公開部分の記載内容一覧表記載の文書について平成12年9月22日付けでした公文書公開請求に対し、被控訴人が 法であることを確認する。

公開決定を行わないことが違

確認する。

2) 控訴人B、同C及び同Dが原判決別紙非公開部分の 記載内容一覧表記載の文書について平成13年9月24日付けでした行政文 書開示請求に対し、被控訴人が開示決定を行わないことが違法であることを

訴訟費用は第1,2審とも被控訴人の負担とする。

事案の概要

第2 事業の概要は、原判決の「事実及び理由」第2の冒頭に記載のとおりであり、控訴人らが被控訴人に対し、千葉 1 事案の概要は、原判決の「事実及び理由」第2の冒頭に記載のとおりであり、控訴人らが被控訴人に対し、千葉 県公文書公開条例(旧条例)又は千葉県情報公開条例(新条例)に基づき、被控訴人が各県立高校から受け取った学校 調査に関する文書の公開(開示)を請求したところ、被控訴人は、上記文書は条例の定める非公開理由に該当するとし て公開しない旨の決定をし、その後、これを取り消した上、上記文書の記載内容の一部を公開しない旨(それ以外の部 分は公開する旨)の決定をしたので、控訴人らが被控訴人に対し、①主位的に、上記文書の一部を公開しない旨の決定 が無効であることの確認を、予備的に、同決定の取消しを求め(甲事件)、②控訴人らの公開(開示)請求に対し被控 訴人が公開(開示)決定を行わないことの不作為の違法確認と不法行為に基づく損害賠償(慰謝料5万円)を求めたも のである。

控訴人らの甲事件の予備的請求に係る訴え及び乙事件の訴えをいずれも不適法として却下し、

京番は、たまれらの平事件の予備的請求に保る訴え及び乙事件の訴えをいずれも不過法として知下し、平事件の主位的請求をいずれも棄却したので、控訴人らが原審の判断を不服として控訴した。なお、控訴人らは、乙事件のうち不法行為に基づく損害賠償請求に係る訴えが却下された部分については不服申立てをしていない。 2 前提事実、争点及び争点に関する当事者双方の主張は、原判決の「事実及び理由」第2の1及び同2の(1)ないし、(3)に記載のとおりであるから、これを引用する。 第3

「本件各新非公開決定の無効確認を求める訴え(甲事件の主位的請求に係る訴え)について 当裁判所も、控訴人らの甲事件の主位的請求に係る訴えは理由がないので棄却すべきものと判断するが、その理 次のとおり付加し訂正するほか、原判決の理由説示(「事実及び理由」第3の1)と同一であるから、これを引 由は, 用する。 (1)

原判決20頁17行目末尾に次のとおり加える

(1) 原判決20頁17行目末尾に次のとおり加える。
「すなわち、文書の公開請求に対し、行政庁が非公開決定をした後、その決定を取り消すということは、通常の場合、当該文書の公開に応ずることを意味するから、行政庁が非公開決定を取り消したにもかかわらず、その後、文書の一部につき再び非公開決定をするということは、取消決定と矛盾するのみならず、いったん請求者に対して認めた公開の利益を奪うものであるから、原則として許されない。しかし、本件各取消決定及び本件各新非公開決定等がされたと県立高等学校再編計画の作成という事情により、本件公開請求文書が旧条例11条7号及び本件各別決定後に新たに埋由は、上記のような場合と異なるのであって、前記のとおり、本件各取消決定の非公開記でという事情により、本件公開請求文書が旧条例11条7号及び非公開記でと明するとに集立の書の主の書で、「同日付けで、改めて本件各新非公開決定の非公開記とし、本件各非公開決定を撤回する本件各取消決定をした上で、同日付けで、改めて本件各新非公開決定等をしたものでまる。そして、前記のとおり、本件各取消決定の通知に記載された理由中には、本件公開請求文書を「個人情報の名として、前記のとおり、本件各取消決定の通知に記載された理由中には、本件公開請求文書を「個人情報の名)を除き公開することとした」と記載され、同日付けで本件各新非公開決定等がされたのである。すなわち、本件各別決定と本件各新非公開決定等は、いわば一体として理解し、本件公開請求文書のうちの一部につき公開を認めたものであるから、そのこと自体は、控訴人らの利益になるものであっても、不利益を及ぼすものではないというべきであるから、そのこと自体は、控訴人らの利益になるものであっても、不利益を及ぼすものではないというべきであるから、そのこと自体は、控訴人らの利益になるものであっても、不利益を及ぼすものではないというべきであるから、そのこと自体は、控訴人らの利益になるものであっても、不利益を及ぼすものではないというべきであるから、そのこと自体は、控訴人らの利益になるものであっても、不利益を及ぼすものではないというべきであるから、そのこと自体は、控訴人らの利益になるものであっても、不利益を及ぼすものではないというに対していますというに対しませばいます。

る。(2) 原判決20頁22行目から22頁9行目までの全部を次のとおり改める。 「なるほど、上記のとおり、本件各取消決定と本件各新非公開決定等は、これを実質的にみれば、本件公開請求 文書の全部を非公開とした本件各非公開決定の一部を撤回し、本件公開請求文書のうちの一部につき公開を認めたもの であるから、本件各非公開決定の全部を取り消すまでの必要はなく、その一部(旧条例11条7号及び8号に該当する として非公開とした部分)を撤回するにとどめるという方法をとることも可能であったと考えられる。おそらく、被控 訴人としては、本件各非公開決定が、本件公開請求文書が旧条例11条2号、7号及び8号の非公開理由に該当するこ

とを理由としていたため、本件公開請求文書のうち同条2号に該当する部分のみを非公開とする一部取消しの決定をすることは、非公開の理由が異なることになるという考えから、いったん本件各非公開決定の全部を取り消した上、改めて本件各新非公開決定等をしたものと思われるが、その妥当性には疑問の余地がある。しかしながら、そうだとしても、上記のとおり、本件各取消決定と本件各新非公開決定等は、これを実質的にみれば、本件公開請求文書の全部を非公開とした本件各非公開決定の一部を撤回し、本件公開請求文書のうちの一部につき公開を認めたものであり、控訴人らの利益になるものであっても、不利益を及ぼすものではないから、上記各決定を取り消さなければならないほどの重大な手続上の瑕疵があるとまでいうことはできない。したがって、控訴人らの上記主張も、採用することができない。

スは手枕エの塚泚かめるとまでいっことはできない。したかって、控訴人らの上記主張も、採用することができない。」 2 本件各新非公開決定の取消しを求める訴え(甲事件の予備的請求に係る訴え)について前提事実(原判決5頁以下)記載のとおり、控訴人らは本件各非公開決定の取消しを求めて従前の訴えを提起したが(訴えの提起は平成14年7月10日)、その後、被控訴人が平成14年8月21日付けで本効確認及び取消しを求める訴え、(甲事件)を追加的に提起し、同月24日、従前の訴えを取り下げたものである。そして、のる訴え、(甲事件)を追加的に提起し、同月24日、従前の訴えを取り下げたものである。そして、ていえば、その訴えの提起時点において、出訴期間(3か月)を経過の開決定等をしたから、提起時点において、出訴期間(3か月)を経過の開決定等とした本件各事がら、上記のとおり、本件各取消決定と本件各が高速に、これを実質的にみれば、本件公開請求文書の全部を非公開とした本件各事が消決定と本件各が高速に、これを実質的にみるれば、本件公開請求に表の生部を非公開とした本件各事が強回したものであり、従前の訴えと甲事件の予備的請求に係るがいまなったとらず、上記のような決定方法をとったため、は、満前の訴えは、被控訴人が本件各取消決定の一部を撤回という方法をして、部別との方法をとったため、は、従前の訴えば、被控訴入が本件各取消決定の一部機回という方法をして、一部機関である。そして、前に表すないのであるから、同様にのであるが、自己を表するには、従前の訴えは、従前の連守に欠けるところがなかったのであるが、出まが出まである。そして、前に表すととと、の事事件の予備的請求に係る訴えると、甲事件の予備的請求に係る訴えるとを理由に、これを不適法としても原判決は、違法をよりであるが自己によりで表すととし、本がないので、「「事実の支払を求める訴えを却下もるから、取消とを訴人らの不服申立てがないので、「「事実の支払を求める訴えを却下した部分に、原判決ある。」第303とは、対策を訴えを知下した部分に、原判決ある。

東京高等裁判所第10民事部

俊 裁判長裁判官 大 内 身 裁判官 Ш 浩 小

> 裁判官 野 和 明 大